

令和5年第2回立科町議会定例会会議録

1. 招集年月日 令和5年6月21日（水曜）

1. 招集の場所 立科町議会議場

1. 開会 午後1時30分 宣告

1. 応招議員

1番 秦野 仁美	2番 宮坂 幸夫	3番 小野沢常裕
4番 今井 健児	5番 芝間 教男	6番 中村 茂弘
7番 村松 浩喜	8番 森澤 文王	9番 村田 桂子
10番 榎本 真弓	11番 今井 英昭	12番 今井 清

1. 不応招議員 なし

1. 出席議員 12名

1. 欠席議員 なし

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町長 両角正芳	副町長 小平春幸	教育長 塩澤勝巳
総務課長 齊藤明美	町民課長 荻原義行	企画課長 竹重和明
教育次長 羽場雅敏	建設環境課長 篠原英男	
産業振興課長 市川 偉	会計管理者 羽場厚子	
たてしな保育園長 山口恵理	庶務係長 田口 仁	

1. 本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 今井一行	書記 伊藤百合子
-------------	----------

散会 午後4時14分

議長（今井 清君） 皆さん、こんにちは。

本日、審議最終日となりましたが、最後まで慎重審議のほど、よろしく願いいたします。

これから本日6月21日の会議を開きます。

本日の会議において、蓼科ケーブルビジョンの議場固定カメラからの取材撮影及び生中継、広報たてしなの取材をそれぞれ許可してあります。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

◎日程第1 議案第39号～日程第12 陳情第5号

議長（今井 清君） 日程第1 議案第39号 立科町消防団条例の一部を改正する条例制定についてから、日程第12 陳情第5号 「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を長野県知事に求める陳情書まで、12件を一括議題としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認め、一括議題とします。

ただいま議題となっています案件につきましては、各常任委員会に付託し、審査されていますので、各委員長より審査結果の報告を求めます。今井健児総務経済常任委員長、登壇の上、報告願います。

〈4番 今井 健児君 登壇〉

4番（今井健児君） 4番、今井健児です。

それでは、総務経済常任委員会審査報告をいたします。

1の付託案件につきましては、2、審査経過の中で申し上げます。

2、審査経過。

令和5年6月13日に付託された標記案件を審査するため、6月19日に常任委員会を開催し、慎重に審査を行った内容の対応は次のとおりです。

（1）議案第39号 立科町消防団条例の一部を改正する条例制定について。

消防団体制の現状や条例定数の意義等について説明を受け、原案を全会一致で可決しました。

（2）議案第40号 立科町商工業振興条例の一部を改正する条例制定について。

創業支援資金融資制度の拡充との説明を受け、原案を全会一致で可決しました。

（3）議案第42号 令和5年度立科町一般会計補正予算（第3号）について。

歳出について主なものは、【2款】総務費のうち、1項総務管理費1目一般管理費では、一般管理経費は記念品代及び会計年度任用職員町村総合事務組合負担金の内容

と対象者についての説明を受け、5目企画費では、コミュニティ助成事業補助金の事業主体・事業内容について、移住・定住推進経費は、移住促進住宅の運用に係る費用及び国の制度改正によるU I J ターン就業・創業移住支援金の増額補正等の説明を受け、8目情報化推進費では、たてしなびの公開期限設定のシステム改修による委託料の増額補正及びデジタル人材の確保ができないことによる負担金の減額補正との説明を受けました。7項コミュニティ費1目コミュニティ施設管理運営費では、ふるさと交流館管理経費は、休日の管理体制の強化を目的に施設管理委託料を増額するとの説明を受けました。

【6款】商工費のうち、1項商工費2目商工振興費では、商工振興経費の企業誘致奨励金の内容について説明を受けました。

【5款】農林水産業費、【12款】予備費、歳入を含め、原案を全会一致で可決しました。

(4) 議案第43号 令和5年度立科町索道事業特別会計補正予算(第1号)について。

スキー場の人工降雪機増設の必要性等についての説明を受け、原案を賛成多数で可決しました。

(5) 請願第2号 消費税「適格請求書(インボイス)方式」の実施延期を求める請願書。

この請願書は、本年10月から開始される消費税の適格請求書(インボイス)方式制度の実施を延期するよう国に対して意見書提出を求めるものであります。

適格請求書(インボイス)方式は、消費税の益税の解消や課税の適正性・透明性の確保などを目的に、消費税率の見直しと併せ導入されるものであります。しかし、現状では免税事業者・中小事業者にとって影響が大きい状況も理解できるため、趣旨採択すべきものと決しました。

(6) 陳情第6号 「安保関連3文書」の撤回と国会での慎重審議、対話の外交を求める意見書提出についての陳情。

国政に関する要素が大きく、動向を注視する中で慎重に審議する必要があるため、継続審査としました。

3、審査結果。

本委員会に付託された案件は、審査の結果、上記のとおり決定したので、議会会議規則第77条の規定により報告します。

以上です。

議長(今井 清君) これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔(なし)の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、芝間教男社会文教建設常任委員長、登壇の上、報告願います。

〈5番 芝間 教男君 登壇〉

5番（芝間教男君） それでは、立科町議会社会文教建設常任委員会の審査報告をいたします。
付託案件については、2番、審査経過で説明をいたします。

令和5年6月13日に付託された標記案件を審査するため、6月16日に常任委員会を開催し、慎重に審査を行った内容は次のとおりです。

（1）議案第41号 立科町営住宅設置及び管理条例等の一部を改正する条例制定について。

条例の一部改正に伴う入居者等への影響について説明を受け、原案を全会一致で可決いたしました。

（2）議案第42号 令和5年度立科町一般会計補正予算（第3号）について。

歳出について主なものは、【3款】民生費のうち、1項社会福祉費5目臨時特別支援事業では、住民税非課税世帯等臨時特別給付事業経費について、令和5年度住民税非課税世帯等に対して、1世帯3万円を支給するための事業経費の増額補正との説明を受けました。

【4款】衛生費のうち、2項清掃費1目ごみ処理費では、塵芥収集車の車両更新に伴う増額補正との説明を受けました。

【7款】土木費のうち、2項道路橋梁費1目道路維持費では、職員が行う町道舗装穴埋めの効率化と負担軽減のための転圧機購入との説明を受けました。

【9款】教育費のうち、2項小学校2目学校施設費では、立科小学校低学年棟、前庭に設置の2基のブランコについて、1基を更新、もう1基を修繕することに伴う増額補正との説明を受け、原案を全会一致で可決いたしました。

（3）議案第44号 令和5年度立科町水道事業会計補正予算（第1号）について。
原案を全会一致で可決しました。

（4）陳情第1号 介護保険制度の改善を求める陳情書について。

原案を賛成少数で不採択としました。

陳情第2号 国保制度の改善を求める陳情書について。

原案を賛成少数で不採択としました。

陳情第3号 マイナンバー制度による健康保険証廃止方針の撤回を求める陳情書について。

原案を賛成少数で不採択としました。

陳情第4号 「さらなる少人数学級推進と教育予算の増額」・「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める陳情書について。

原案を賛成多数で採択としました。

陳情第5号 「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を長野県知事に求める陳情書について。

原案を全会一致で採択としました。

3、審査結果。

本委員会に付託された案件は、審査の結果、上記のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告をいたします。

議長（今井 清君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

9番、村田桂子君。

9番（村田桂子君） 今回、介護保険、国保、マイナンバーについての陳情があり、陳情者が委員会にお見えになったと聞きました。

そこでお伺いいたします。特にマイナンバーなんかについてはこのところ大変問題が噴出しているわけですが、陳情者の方の説明並びに質疑についてはどのようなものでありましたでしょうか。

5番（芝間教男君） それでは、お答えいたします。

陳情第1号から答えをしていきます。

介護保険の制度の改善を求める陳情書についてですが、保険制度の負担の利用のバランスより、応分の負担は必要ではないかという意見が出されました。また、低所得者には、ほかの施策により支援をしていくほうを優先すべきではないかということでありました。

それから、制度の維持を高めていくことが必要ということで、不採択のほうというような意見が出ております。

また、今回、鷹野和美先生がお見えになりましたが、待機者ゼロという部分につきまして、「ピンピン、ひらり。」というような予防を中心としていく活動を重点にやっていたらどうかというようなことの見解もありまして、賛成少数で不採択となりました。

陳情第2号につきまして、国保制度の改善を求める陳情書については、国の財政負担の事情を鑑み、1兆円というような公費投入のことが現実的に可能か、平等の原則としてどの部分を平等とするか、この部分では負担は応分にさせていただくのがよいということで反対ということです。

また、介護保険と同様に、制度そのものを改善よりも、他の施策により低所得者には施策を行うべきということでありました。

以上、そのような意見があり、陳情第2号につきましても、賛成少数ということで不採択となりました。

陳情3、マイナンバーカード制度による健康保険証廃止方針の撤回を求める陳情書につきましては、現在、DX推進の方向で国が動いている中で、今の状況で意見を出すことは控えたいということで、賛成少数で不採択となりました。

そのような意見が出ました。

議長（今井 清君） 9番、村田桂子君。

9番（村田桂子君） 私の質問は、陳情者が説明に来られたわけですが、その説明に対してどのような質疑が交わされたかということでもあります。

よその議会では、十分時間を取って審議をされたというふうに聞いております。せっかく陳情者がお見えになっているので、やっぱり常任委員会の中で——私も傍聴したかったわけですが、委員会開会前だということで参加はなりません。常任委員会の中できちっと意見を聞き、また質疑があつてしかるべきかなと思って聞くところであります。どのような質疑応答があつたでしょうか。

議長（今井 清君） 村田君、もともと説明は説明のみしか聞いておりません。質疑はありませんので、お願いします。

暫時休憩とします。

（午後1時48分 休憩）

（午後1時49分 再開）

議長（今井 清君） 会議を続けます。

5番（芝間教男君） お見え頂いた件については、説明のみということで、質疑は受けませんでした。内容について説明を受け、それを聞いたのみであります。

以上です。

議長（今井 清君） ほかに質疑はございますか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、議案第39号 立科町消防団条例の一部を改正する条例制定についてから、議案第44号 令和5年度立科町水道事業会計補正予算（第1号）についてまでについて、初めに原案に反対者の発言を許します。反対討論はありますか。9番、村田桂子君、登壇の上、願います。

〈9番 村田 桂子君 登壇〉

9番（村田桂子君） 議案第43号 索道事業特別会計補正予算、今回は反対します。

今回は、令和3年度に次いで、人工降雪機整備工事としてスノーガン15台の新規購入と、それに伴う給水設備の増設・修理費、約5,000万円が予算化されています。

説明では、温暖化が進む中で、良質の雪を確保し営業期間を長くするためには新たな設備投資が必要、今回だけではなく、さらに増設が必要との説明がありました。

委員会審議では、スキー場の未来は暗い、新たな設備投資を控え、営業期間も短縮して、ほかの方面での収益増を考えたらという意見や、この先、どれほどの設備更新が必要なのかの全体像が見えてこないことなどが指摘されました。

私も、審査の中で、この間、事故が相次いでいること、それについての原因究明もなく、今後のスキー場運営の見通しもない中で、指定管理者の言うがままに設備更新することに疑問があります。まずは事故原因を見極め、当面、安全対策に全力を尽くすこと、今後の見通しをつける中での計画的な整備が必要と判断します。

そうした全体像が見えない中での設備投資に反対といたします。

議長（今井 清君） ほかに原案に反対の討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

反対討論なしと認めます。これで反対討論を終わります。

次に、原案に賛成者の発言を許します。賛成討論はありますか。8番、森澤文王君、登壇の上、願います。

〈8番 森澤 文王君 登壇〉

8番（森澤文王君） 8番、森澤文王、社会文教建設常任委員会の審査結果から、賛成の立場で討論させていただきます。

議案第41号 立科町営住宅設置及び管理条例等の一部を改正する条例制定について。有線放送廃止等に伴う文言の変更であり、反対の余地はない。

議案第42号 令和5年度立科町一般会計補正予算（第3号）について。

住民税非課税世帯等臨時特別給付事業経費、事業名が令和5年度立科町住民税非課税世帯支援給付金は、令和5年度分の市町村民税均等割が非課税の世帯を対象に1世帯3万円を支給する国策を基にした事業であり、家計急変世帯に対しても町で対応するとしてあり、早急に実施してもらいたい事業と言えます。

ごみ収集のパッカー車の更新は、特殊車両のため、発注から納品まで2年ほどかかるため今回予算化してあるとのことで、問題はないと思います。

小学校低学年棟、前庭のブランコの更新も、老朽化に伴い、児童の安全に遊べる環境のために必要なものであることは間違いありません。

その他は、主に人事異動等に伴う人件費の増減であり、議案の審査の結果、社会文教建設常任委員会への付託された議案は反対の余地のないものであり、賛成いたします。

議長（今井 清君） ほかに原案に賛成の討論はありますか。9番、村田桂子君、登壇の上、願います。

〈9番 村田 桂子君 登壇〉

9番（村田桂子君） 議案第42号 令和5年度一般会計補正予算（第3号）について、賛成討論をいたします。

この補正予算4,000万円のほとんどは国からの交付金3,130万円で、物価高騰に対応して、非課税世帯に3万円を支給するというものです。令和4年の均等割非課税世帯

に加え、これまで扶養されていた世帯も独立して支給されるということで、昨年700世帯よりも対象世帯を増やして予算化されました。家計急変世帯も対象で、全額国費ですから、対象になるか、町民に分かりやすく周知することを期待します。

また、一般管理費で、会計年度任用職員の退職金積立てが、新たに2名分、54.7万円予算化されました。会計年度任用職員のフルタイム勤務職員だけの積立てだということです。

立科町でも職員の半数以上は会計年度任用職員で、フルタイム職員は13人です。正規職員とほぼ同じ数が会計年度任用職員です。しかも、そのほとんどは女性です。

女性の生涯賃金が男性の約半分と言われていますが、退職金を受け取れないことも、その大きな要因です。会計年度職員であっても、欠くことのできない重要な部署を任せられ、誇りと気概を持って働いています。短時間勤務にふさわしい退職金制度があってもしかるべきと考えます。女性が誇りを持って働けるよう、退職金制度への加入を進めるべきです。町独自で待遇改善を図れば、どんなに張り合いを持てることでしょうか。女性の地位向上、老後の安心の意味からも、強く求めておきます。

U I J ターン就業・創業移住支援は、首都圏からの人口分散を目的とした補助金であることから、このたび、子供を連れての移住などにはこれまでの30万円から100万円が交付されるとの手厚い見直しが行われ、1件分が予算化されました。移住に弾みをつけると期待をします。

ふるさと交流館の土日祝日対応をシルバーに委託していますが、不審者情報があったことから複数対応に人件費が予算化、さらに保育園の給食用冷蔵庫更新、小学校のブランコの修理更新、ごみ収集車の更新など、必要と認め、賛成します。

議長（今井 清君） ほかに原案に賛成の討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

これで、議案第39号から44号までの討論を終わります。

これから、日程第1 議案第39号 立科町消防団条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議はございませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第39号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第2 議案第40号 立科町商工業振興条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議はございませんか。

んか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第40号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第3 議案第41号 立科町営住宅設置及び管理条例等の一部を改正する条例制定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議はございませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第41号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第4 議案第42号 令和5年度立科町一般会計補正予算（第3号）についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議はございませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第42号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第5 議案第43号 令和5年度立科町索道事業特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

着席してください。

賛成多数です。したがって、議案第43号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第6 議案第44号 令和5年度立科町水道事業会計補正予算（第1号）についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議はございませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第44号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第7 請願第2号 消費税「適格請求書（インボイス）方式」の実施延期を求める請願書についての討論を行います。

初めに、原案に反対者の発言を許します。反対討論はありますか。

〔（なし）の声あり〕

反対討論なしと認めます。

次に、原案に賛成者の発言を許します。賛成討論はありますか。9番、村田桂子君、登壇の上、願います。

〈9番 村田 桂子君 登壇〉

9番（村田桂子君） それでは、消費税「適格請求書（インボイス）方式」の実施延期を求める請願書について、賛成討論を行います。

この陳情は浅間民主商工会より出された請願で、今年の10月実施予定の同制度の実施延期を求めるものです。

委員会の審議の中では、10月実施を前に意見書を上げてても効果がないのではないかとこの立場から、意見書を上げない趣旨採択が意見の大半を占めました。

しかし、インボイス制度は、消費税の納税を免除されている売上1,000万円以下の零細業者を狙い撃ちしたもので、税率アップなしの大増税と言われ、農業者をはじめ、観光業、商工業、大工建設業、タクシー配送業など、町民の大部分を占める一人親方にとって、大増税となるか、仕事が受けられなくなるという極めて過酷な税制です。

これから、農ん喜村など直売所に納める農家の皆さんが複雑な事務の扱いや利益の減少に直面し、農産物直売所も大変です。シルバー人材センターへの登録者への課税業者への圧力が強まる中で、就労を諦める人も出てくるでしょう。多くの人に重大な負担を負わせるインボイスは、大変な問題を持っています。

願意を受け止めて、趣旨採択という委員会判断ですが、日本中で実施延期を求める声が上がれば、政治を動かすことができると考えます。

延長を決めた2年前には想像もつかなかったウクライナ侵略戦争が起これ、戦争に端を発した燃油高が起これ、電気料をはじめとして、あらゆる分野の物価が高騰するという事態が続いています。一部の大企業を除き、景気も上向いてきましたが、経費の値上がりはそれを上回って、経営を圧迫しているとの統計も明らかになっています。せめて、景気が持ち直し、零細業者にもその恩恵が行き渡るまで、新たな増税はすべきではないと考えます。

諸外国では、この間の景気の後退に対して、100か国を超える国が消費税を減税しています。本来なら、5%への減税や一時的な凍結を含め、景気の回復を手助けする政策が取られなければならないところです。よって、この請願の趣旨に全面的に賛同し、意見書を上げるべきと考え、賛成討論といたします。

議長（今井 清君） ほかに原案に賛成の討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

これで討論を終わります。

日程第7 請願第2号 消費税「適格請求書（インボイス）方式」の実施延期を求める請願書を採決します。この採決は起立によって行います。

この請願に対する委員長の報告は趣旨採択です。

この請願は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

今井事務局長、確認願います。

着席してください。

起立多数です。したがって、請願第2号 消費税「適格請求書（インボイス）方式」の実施延期を求める請願書については、委員長報告のとおり、趣旨採択とすることに決定しました。

次に、陳情第1号 介護保険制度の改善を求める陳情書から陳情第3号 マイナンバー制度による健康保険証廃止方針の撤回を求める陳情書について、討論を行います。

初めに、原案に賛成者の発言を許します。賛成討論はありますか。9番、村田桂子君、登壇の上、願います。

〈9番 村田 桂子君 登壇〉

9番（村田桂子君） それでは、陳情第1号、2号、3号ともに賛成の立場で討論を行います。

まず、陳情第1号 介護保険制度の改善を求める陳情書についての賛成討論を行います。

この陳情は佐久地区社会保障推進協議会から出されたもので、介護保険制度において、政府が企図している改定案についての懸念を表明し、その改善を求めるものに共感し、賛成します。

介護保険料は、65歳以上の高齢者は年金からの否応なしの強制引落しで、年々削られる年金額とともに生活を脅かしています。特に、立科町の保険料は県下でも高いほうに位置し、高齢者から、物価も上がり続けて手取り年金は下がるばかり、これでは暮らしていけないとの嘆きの声が多く寄せられています。

その上、昨年8月より、施設内の食費、部屋代などが値上がりをし、人によっては1万円以上高騰したとのお話もあり、高い保険料を引落としされた上、利用料負担も重くなるばかりの現状を考えると、もはや負担は限界といえる状況です。

陳情によると、さらに、ケアプラン作成の有料化、要介護1、2も介護保険制度から外して市町村の責任に帰す総合事業に移そうとしていること、無料だった多床室も有料化するなど、一層の負担増ばかりが狙われているといえます。

また、介護関係者の待遇が、ケア労働の厳しさに比べ、全産業よりも平均して9万円も安いと言われているほどの安さ、悪さにあります。介護に従事するあらゆる職種

で給与などの待遇改善を進め、十分な人的配置を保障しなければ、慢性的な人手不足は解消されません。

国の負担割合をかつてのように2分の1に引き上げ、町からも介護施設への運営費補助を増やしたり、利用者への補助を増やして、年を取って体が動かなくなっても安心して年を取れる町、国にしなければならないと考えます。そのことは、他人ごとではない、近い未来であることを、私たちは自分ごととして考えたいと思います。よって、この陳情趣旨に全面的に賛成いたします。

次に、陳情第2号 国保制度の改善を求める陳情書について、賛成の討論を申し上げます。

この陳情は佐久地区社会保障推進協議会より提出されたもので、立科町の状況を詳しく述べ、世帯構成が同じ健康保険、健保と比べ、国保は1.78倍も高いこと、窓口で10割払わなければいけない資格証発行世帯が立科町では3世帯、短期保険証が25世帯にも交付されているなど、町民に厳しい対応をしていることを指摘しています。

こうした現状を踏まえ、国や町に対して意見書を上げてほしい旨の陳情はもっともなものとして理解します。すなわち、全国知事会や全国市長会でも求めている国による1兆円の公費投入、均等割の廃止の対象拡大、低所得者に医療の保障を求め、町長に対しても、基金や剰余金を活用して国民健康保険税の引下げをし、事情のある住民にこそ通常の保険証を渡して、医療へアクセスできる温かい町となるよう、議会が住民の声を代弁して、ぜひ意見書を送付すべきではないかと考え、賛成します。

なお、委員会の議論の中で、全国知事会が求めている1兆円、どこから出すんだという議論もありました。それを言うなら、軍事費の43兆円はどうやってつくるんでしょうか。そのことにもっとかみついてもらいたいものだと思います。

次、3つ目です。

マイナンバー制度による健康保険証廃止方針の撤回を求める陳情書について、賛成の討論をします。

この陳情書は佐久地区社会保障推進協議会より出された陳情で、任意のマイナンバーと全ての国民が交付を受ける保険証の一体化、この政府の方針の撤回を求める陳情です。

このところ、マイナンバーと一体になった健康保険証により、重大な問題が毎日のように明らかとなっています。すなわち、他人の健康情報や服薬情報がすり込まれた誤登録問題、誤って登録する問題です。また、個人が特定できず、医療機関でマイナンバー保険証が無効となって、10割負担を要求されたなどのトラブル。昨日の報道は、同姓同名の方の誤登録も明らかになりました。こんなずさんなひもづけは、命に関わることだけに、許されません。

6月19日の信毎でも、マイナンバーと保険証の一体化に国民の72%が反対しています。そのことが報道されていました。私たちは現行の保険証方式に何の問題も感じて

いません。命に関わる重大な事故につながるマイナンバーと保険証の一体化は絶対に反対です。

当町では、聞くところによりますと、国民健康保険証の紛失が後を絶たないということ。高齢に伴って色々紛失したりすることがありますけれども、再発行の件数は年間35件だと聞きました。紙の保険証はすぐにでも発行できますが、このマイナ保険証になるとそうはいきません。二、三週間かかるとも聞きました。こうしたマイナンバーと保険証の一体化は大変問題があると思います。

ぜひ、国民が反対しているこのマイナ保険証、マイナンバーと保険証との一体化の問題、当議会でも自信を持って中止をすべきだというふうに意見を上げていただき、この陳情に賛成をしていただいて、国に意見書を上げていただきたいと思います。

議会が住民の代表であるという立場から、議員の皆さんの良識に期待して、賛成討論といたします。

議長（今井 清君） ほかに原案に賛成の討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

賛成討論なしと認めます。これで賛成討論を終わります。

次に、原案に反対者の発言を許します。反対討論はありますか。10番、榎本真弓君、登壇の上、願います。

〈10番 榎本 真弓君 登壇〉

10番（榎本真弓君） 陳情第1号、そして第2号、第3号について、反対の立場で討論いたします。

少々長くなりますので、本質のところ。お聞きください。

陳情第1号 介護保険制度の改善を求める陳情書、陳情第2号 国保制度の改善を求める陳情書は、国保制度の将来にわたり継続していくことが、より多くの国民益にかなうものと申し上げておきます。

介護保険制度は創設から22年がたち、サービス利用者は制度創設時の3倍を超えました。現在、介護サービス提供事業所数も増加し、介護が必要な高齢者の生活支援は定着し、発展してきております。

高齢化に伴い、介護費用の総額も、制度創設時から、令和4年度予算において3.7倍、13.3兆円となり、2040年に向けた高齢者の保険料負担を見据えた今、全国町村会から要望どおり、円滑、かつ、安定的な対応が必要となります。

要介護状態の軽減、悪化の防止という制度の理念を堅持し、必要なサービスを提供していただくためには、給付と負担のバランスが必要です。保険料、公費投入と利用者負担の適切な組み合わせが不可欠です。

陳情内容の要介護1及び2の介護サービスやケアプラン作成料については見送られています。

また、処遇改善も、平成21年、24年、27年、令和元年と順次改善をされ、これまでの実績合計で7万5,000円増の改善が行われております。介護報酬を上げると、利用者負担も上げざるを得ません。全国市長会や全国町村会の提言内容で、可能な限り、居宅サービスができるよう支援するよう求めています。

そして、施設サービス対象者については要介護1から5までが対象とされていますが、真に施設サービスが必要な者が入所可能となるよう、要介護4、5のみを対象とし、要介護1から3については、家族構成等考慮の上、特に必要と認められる場合のみ入所可能とするなど、全国市長会、全国町村会より要望が提出され、より一層の推進を求めています。

次に、国保制度についても同様です。

毎年約1兆円増加している医療費、少子高齢による現役世代の負担増が大きな問題です。国保基盤強化協議会において、全国知事会、全国市長会、全国町村会の代表も参加し、協議を重ねています。

国保制度は、平成30年度から、都道府県が財政運営の責任主体となりました。安定的な財政運営や効率的な事業の確保など、国保運営の中心的な役割を果たしつつ、制度安定化に努めています。

介護、国保のどちらの制度も、給付と負担の適切な組合せが重要です。制度の持続可能性を高めていくことが必要とし、陳情は反対いたします。

次に、陳情第3号 マイナンバー制度による健康保険証廃止方針の撤回を求める陳情については、改正マイナンバー法などの関連法が参議院本会議で可決・成立しました。

関連法では、マイナカードを取得しない人でも保険診療が受けられる資格確認書を発行する制度が盛り込まれています。ただし、マイナカードはミスや誤登録など問題が判明しています。政府には丁寧かつ適切な対応を求め、混乱なく推進できる整備を望むものです。よって、陳情第3号には、内容を不適切として、反対します。

マスコミ情報にあおられることなく、本質を見ていただきたい。議員各位におかれましては、将来も見据えた実質的な判断をお願い申し上げます。

原案に反対討論とします。

議長（今井 清君） ほかに原案に反対の討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

これで、陳情第3号から陳情第5号までの討論を終わります。

日程第8 陳情第1号 介護保険制度の改善を求める陳情書を採決します。この採決は起立によって行います。

この陳情に対する委員長の報告は不採択です。

陳情第1号 介護保険制度の改善を求める陳情書を採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

暫時休憩します。

(午後 2 時 22 分 休憩)

(午後 2 時 23 分 再開)

議長(今井 清君) 休憩前に戻り会議を開きます。

着席してください。

起立多数です。したがって、陳情第 1 号は、採択することに決定しました。

日程第 9 陳情第 2 号 国保制度の改善を求める陳情書を採決します。この採決は起立によって行います。

この陳情に対する委員長の報告は不採択です。

陳情第 2 号 国保制度の改善を求める陳情書を採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

今井事務局長、確認願います。

着席してください。

起立多数です。したがって、陳情第 2 号は、採択することに決定しました。

日程第 10 陳情第 3 号 マイナンバー制度による健康保険証廃止方針の撤回を求める陳情書を採決します。この採決は起立によって行います。

この陳情に対する委員長の報告は不採択です。

陳情第 3 号 マイナンバー制度による健康保険証廃止方針の撤回を求める陳情書を採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

今井事務局長、確認願います。

着席してください。

起立多数です。したがって、陳情第 3 号は、採択することに決定しました。

次に陳情第 4 号 「さらなる少人数学級推進と教育予算の増額」・「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める陳情書及び陳情第 5 号 「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を長野県知事に求める陳情書について、討論を行います。

初めに原案に反対者の発言を許します。反対討論はありますか。10番、榎本真弓君、登壇の上、願います。

〈10番 榎本 真弓君 登壇〉

10番(榎本真弓君) それでは、原案に対して反対の立場で討論をいたします。

「さらなる少人数学級推進と教育予算の増額」・「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める陳情書に対し、反対の立場で討論します。

政府は、2021年度予算で、35人学級の実現やそれに伴う教職員配置の充実に向け、教職員定数を744人増加します。文部科学省によると、2022年から2025年には同定数を毎年3,000人以上増加する予定となり、このたびの35人学級実現に関連して、合計1万3,500人ほど増えることとなります。

陳情理由では、35人学級では不十分、そして中学校では40人のままとありますが、長野県では小学校、中学校ともに現在35人学級、30人規模の編制となっています。実際の運用現場では35人近くの学級は少なく、二十数人及び十数人の規模になっているところが多いのが現状のようです。

市町村の財政力の差によって、義務教育における教育水準に格差が生じないようにするため、国と都道府県負担による教職員給与費を全額保障する義務教育費国庫負担制度は必要な制度と認識しています。本制度を堅持し、義務教育に対する国の責任を果たすのは当然のことです。

また、陳情理由に、義務教育費国庫負担が2分の1から3分の1に引き下げられたことで、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題ですと。さらに、陳情事項に、負担率を2分の1に復元するなど拡充することとあり、実際には国から県への配分がなされ、国庫負担に不足する財源は税源以上で確保をされています。

そのような状況において、義務教育が地方の実績に応じて特色ある教育活動を展開できるよう、地方もその責任を果たしていくことは極めて当然であると考えます。

陳情標題には、予算の増額、制度の堅持と拡充が加わっています。小学校全体で35人学級へ引下げが行われるのは約40年ぶりとのこと。このことは教育関係者に高い評価を受けています。

そして、その教育効果が十分かつ実証的に分析・検証されていない現段階では時期尚早であると申し上げます。

立科町においては、立科町独自で加配を行い、少人数学級を実現をしています。それも、町の一般会計から補填をしているところでもあります。このような現状を十分認識していただき、議員各位の賢明な判断を賜ります。

それから、陳情第5号 「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を長野県知事に求める陳情書については、内容に特に問題なしとし、賛成といたします。

以上、陳情第4号に対し、反対討論といたします。

議長（今井 清君） ほかに原案に反対の討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

反対討論なしと認めます。これで反対討論を終わります。

次に、原案に賛成者の発言を許します。賛成討論はありますか。

〔（なし）の声あり〕

賛成討論なしと認めます。これで賛成討論を終わります。

日程第11 陳情第4号 「さらなる少人数学級推進と教育予算の増額」・「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める陳情書を採決します。この採決は起立によって行います。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。

この陳情は、委員長の報告のとおり賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

今井事務局長、確認願います。

着席してください。

起立多数です。したがって、陳情第4号は、採択することに決定しました。

日程第12 陳情第5号 「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を長野県知事に求める陳情書を採決します。

この陳情書に対する委員長の報告は採択です。

お諮りします。この陳情は、委員長の報告のとおり決定することにご異議はございませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、陳情第5号は、委員長の報告のとおり採択されました。

ここで暫時休憩とします。再開は2時40分からです。休憩に入ります。

（午後2時33分 休憩）

（午後2時40分 再開）

議長（今井 清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第13 同意第6号～日程第25 同意第18号

議長（今井 清君） 次に、日程第13 同意第6号 立科町農業委員会の委員任命について同意を求める件から、日程第25 同意第18号 立科町農業委員会の委員任命について同意を求める件までの13件を一括議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。両角町長、登壇の上、願います。

〈町長 両角 正芳君 登壇〉

町長（両角正芳君） 同意第6号から同意第18号までの同意案件について、一括で説明を申し上げます。

立科町農業委員会の委員任命についての同意を求める件については、農業委員会等

に関する法律第8条第1項の規定により、次の者を立科町農業委員会の委員に任命したいので、議会の同意を求めるものであります。

農業委員会委員については、定数13名として、令和5年4月3日から5月1日までの29日間、推薦及び募集を行いました。応募はなく、候補者として地域及び団体から定数と同数の13名の推薦があり、それぞれ農業に関する見識を有し、職務を適切に行うことができると認められますので、候補者全員を農業委員会委員に任命することについての同意を求めるとでございます。

以後、氏名、備考の順で提案いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

同意第6号、荻原喜一、認定農業者です。

同意第7号、宮坂國廣、認定農業者に準ずる方です。

同意第8号、岩下博美。

同意第9号、笹井和文。

同意第10号、保科武美。

同意第11号、中谷節子、認定農業者に準ずる方です。

同意第12号、寺嶋昌則。

同意第13号、金井伸彦。

同意第14号、小林則夫、認定農業者に準ずる方です。

同意第15号、櫻井富士雄、認定農業者です。

同意第16号、山浦文克、認定農業者です。

同意第17号、大澤康雄。

同意第18号、瀧澤諭子、この方は利害関係を有しない者として任命したいと存じます。

以上、説明申し上げましたが、ご審議の上、一括同意賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（今井 清君） これから、同意第6号から同意第18号までを一件ごとに採決します。この採決は起立によって行います。

同意第6号 立科町農業委員会の委員任命について同意を求める件について、同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

今井事務局長、確認願います。

着席してください。

全員起立です。したがって、同意第6号は同意することに決定しました。

同意第7号 立科町農業委員会の委員任命について同意を求める件について、同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

今井事務局長、確認願います。

着席してください。

全員起立です。したがって、同意第7号は同意することに決定しました。

同意第8号 立科町農業委員会の委員任命について同意を求める件について、同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

今井事務局長、確認願います。

着席してください。

全員起立です。したがって、同意第8号は同意することに決定しました。

同意第9号 立科町農業委員会の委員任命について同意を求める件について、同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

局長、確認願います。

着席してください。

全員起立です。したがって、同意第9号は同意することに決定しました。

同意第10号 立科町農業委員会の委員任命について同意を求める件について、同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

着席してください。

全員起立です。したがって、同意第10号は同意することに決定しました。

同意第11号 立科町農業委員会の委員任命について同意を求める件について、同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

着席してください。

全員起立です。したがって、同意第11号は同意することに決定しました。

同意第12号 立科町農業委員会の委員任命について同意を求める件について、同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

着席してください。

全員起立です。したがって、同意第12号は同意することに決定しました。

同意第13号 立科町農業委員会の委員任命について同意を求める件について、同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

着席してください。

全員起立です。したがって、同意第13号は同意することに決定しました。

同意第14号 立科町農業委員会の委員任命について同意を求める件について、同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

着席してください。

全員起立です。したがって、同意第14号は同意することに決定しました。

同意第15号 立科町農業委員会の委員任命について同意を求める件について、同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

着席してください。

全員起立です。したがって、同意第15号は同意することに決定しました。

同意第16号 立科町農業委員会の委員任命について同意を求める件について、同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

着席してください。

全員起立です。したがって、同意第16号は同意することに決定しました。

同意第17号 立科町農業委員会の委員任命について同意を求める件について、同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

着席してください。

全員起立です。したがって、同意第17号は同意することに決定しました。

同意第18号 立科町農業委員会の委員任命について同意を求める件について、同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

着席してください。

全員起立です。したがって、同意第18号は同意することに決定しました。

暫時休憩とします。

(午後2時52分 休憩)

(午後2時53分 再開)

議長（今井 清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第26 発委第4号

議長（今井 清君） 次に、日程第26 発委第4号 委員会の閉会中の継続審査の件についてを議題とします。

今井健児総務経済委員長から、委員会において審査中の事件につき、会議規則第75条の規定に基づき、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議はございませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

◎日程第27 発委第5号

議長（今井 清君） 日程第27 発委第5号 委員会の閉会中の継続調査の件についてを議題とします。

各常任委員長、議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。各委員長から申出のとおり、閉会中の調査とすることにご異議はございませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

ここで暫時休憩とし、直ちに第1委員会室において全員協議会を開催しますので、議員は参集願います。

なお、全員協議会終了後、議会運営委員会を開催しますので、委員及び理事者は参集願います。

再開は議会運営委員会終了後となりますので、承知願います。

暫時休憩とします。

（午後2時55分 休憩）

（午後3時50分 再開）

議長（今井 清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。会議規則第22条の規定によって、本日の議事日程に、お手元に配付しました議事日程を追加日程として議題にしたいと思いますが、ご異議はございませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、お手元に配付しました議事日程を追加日程として議題とすることに決定しました。

◎追加日程第1 議案第45号

議長（今井 清君） 追加日程第1 議案第45号 財産の取得についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。齊藤総務課長、登壇の上、願います。

〈総務課長 齊藤 明美君 登壇〉

総務課長（齊藤明美君） 議案第45号 財産の取得について、提案理由の説明を申し上げます。

本件につきまして、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、財産を取得することについて、議会の議決をお願いするものでございます。

取得する財産は、令和5年度辺地対策事業しらかば2 in 1 スキー場圧雪車1台でございます。

取得の方法は、町内2社を含めた合計5社による指名競争入札を行い、取得金額6,600万円で落札いたしました日本ケーブル株式会社長野支店と契約をするに当たり、地方自治法第96条第1項第8号の規定及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例により、700万円以上の動産の買入れは議会の議決が必要であることから、本日提出をするものでございます。

以上、説明を申し上げましたが、ご審議の上、議決を頂きたくよろしくお願い申し上げます。

議長（今井 清君） これから、追加日程第1 議案第45号 財産の取得についての質疑を行います。質疑はございますか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、本案について採決をします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議はございませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第45号 財産の取得については、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩とします。

（午後3時54分 休憩）

（午後3時55分 再開）

議長（今井 清君） 会議を開きます。

◎追加日程第2 発委第6号

議長（今井 清君） 追加日程第2 発委第6号 「さらなる少人数学級推進と教育予算の増額」・「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める意見書の提出についてを議題とします。

意見書の朗読を願います。今井事務局長。

議会事務局長（今井一行君） 発委第6号 「さらなる少人数学級推進と教育予算の増額」・「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める意見書。

立科町議会会議規則第14条第3項の規定により別紙のとおり提出します。

本日提出、社会文教建設常任委員会の委員長、芝間教男でございます。

裏面をお願いをして、意見書でございますが、提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学省大臣宛て、議長名の発出でございます。

意見書の部分のみ申し上げます。

記。

1、どの子にもゆきとどいた教育をするため、さらなる少人数学級推進と教育予算の増額をすること。また、複式学級の学級定員を引き下げること。

2、教育の機会均等とその水準の維持向上のために必要不可欠な義務教育費国庫負担制度を堅持し、負担率を2分の1に復元するなど拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

以上です。

議長（今井 清君） 本案について、提出者の説明を求めます。芝間教男社会文教建設常任委員長。

5番（芝間教男君） ただいま事務局長の読み上げたとおりでございます。

議長（今井 清君） これから、本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

これで討論を終わります。

これから、発委第6号 「さらなる少人数学級推進と教育予算の増額」・「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める意見書の提出についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議はございませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、発委第6号は原案のとおり可決され、提出することに決定されました。

◎追加日程第3 発委第7号

議長（今井 清君） 追加日程第3 発委第7号 「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を長野県知事に求める意見書の提出についてを議題とします。

意見書の朗読を願います。今井事務局長。

議会事務局長（今井一行君） 発委第7号 「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を長野県知事に求める意見書。

立科町議会会議規則第14条第3項の規定により別紙のとおり提出する。

本日提出、立科町議会の社会文教建設常任委員会委員長、芝間教男でございます。

裏面をお願いいたします。

提出先は、長野県知事と長野県議会議長宛てでございます。

提出者は、町の今井議長でございます。

1、教育の機会均等と中山間地域における教育水準の向上をはかるため、へき地手当およびへき地手当に準じる手当の支給率について、都市部との格差（相対的へき地性）がいつそう拡大している現状を十分把握しつつ、近隣県との均衡を勘案し、2005年度以前の水準に戻すこと。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出いたします。

以上です。

議長（今井 清君） 本案について、提出者の説明を求めます。芝間教男社会文教建設常任委員長。

5番（芝間教男君） ただいま事務局長に朗読していただいたとおりでございます。

議長（今井 清君） これから、本案に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔（なし）の声あり〕

これで討論を終わります。

これから、発委第7号 「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を長野県知事に求める意見書の提出についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議はございませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、発委第7号は原案のとおり可決され、提出することに決定されました。

◎追加日程第4 発議第1号

議長（今井 清君） 追加日程第4 発議第1号 介護保険制度の改善を求める意見書の提出についてを議題とします。

意見書の朗読を願います。今井事務局長。

議会事務局長（今井一行君） 発議第1号 介護保険制度の改善を求める意見書の提出について。

立科町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により別紙のとおり提出します。本日提出、提出者は今井健児議員でございます。

意見書の1枚おめくりいただいた裏面をお願いいたします。

1、次期介護保険制度の見直しについて、①様々な経済状況を鑑み、介護保険サービス利用料は負担増を行わず、来期は現状を維持すること。②地域支援事業の体制が必ずしも十分でない現状及び「事業の効果の検証」がしっかりとない現状をふまえ、要介護1及び2の介護サービスの地域支援事業への移行は、慎重を期すこと。③サービスの利用促進のため、ケアプラン作成料は全額給付を維持すること。④様々な経済状況を鑑み、引続き低所得者への負担軽減を継続し、老人福祉施設等の多床室室料は新設しないこと。

2、全額公費により、全ての介護従事者の給与を全産業平均水準まで引き上げること。また介護従事者を大幅に増やし、一人夜勤の解消等人員配置基準の引き上げを行うこと。

3、国として特養ホーム待機者解消の計画を策定し、特養ホームの抜本的増設を図ること。廃止された特養建設への国庫補助を復活させ、都市部での用地取得を支援するなど、「待機者ゼロ」の実現に向けて、あらゆる施策に取り組むこと。

4、介護保険料、利用料、食費・居住費などの負担軽減、介護報酬の改善など、介護保険制度の抜本的な見直しを行うこと。そのためには全国市長会・全国町村会の提言・提案に沿って介護保険財政における国庫負担の割合を大幅に引き上げること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

なお、提出先は、内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣、総務大臣宛てでございます。

以上です。

議長（今井 清君） 本案について、提出者の説明を求めます。4番、今井健児君。

4番（今井健児君） 皆様にお配りしました意見書の内容のとおりであります。

議長（今井 清君） これから、本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

これで討論を終わります。

これから、発議第1号 介護保険制度の改善を求める意見書の提出についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議はございませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、発議第1号 介護保険制度の改善を求める意見書の提出については、提出することに決定されました。

◎追加日程第5 発議第2号

議長（今井 清君） 追加日程第5 発議第2号 国保制度の改善を求める意見書の提出についてを議題とします。

意見書の朗読を願います。今井事務局長。

議会事務局長（今井一行君） 発議第2号 国保制度の改善を求める意見書の提出について。

立科町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により別紙のとおり提出します。本日提出、提出者は村松浩喜議員でございます。

おめくりをいただきまして、提出先でございますが、首相、厚生労働大臣、財務大臣、総務大臣宛てでございます。

おめくりをいただいて、裏面をお願いいたします。

1、全国知事会、全国市長会など地方団体の要望に従って、1兆円の公費投入で、「均等割・平等割」を廃止し、協会けんぽ並みの保険料にし、所得に応じた保険料（応能負担）とすること。

2、子どもの均等割減免について、就学までの国の法定繰入は敬意を表しますが、対象を拡大した地方独自の法定外繰入は認めないことは矛盾しています。全国知事会の要望や全国市長会の指摘に沿って、地方の取り組みを阻害したり、地方分権の趣旨に反することを行わないこと。

3、保険証取り上げの制裁措置を規定した国保法第9条を改正し、保険証の取り上げを無くすこと。強権的な取り立てを迫る国の行政指導を止めること。

4、患者負担は低額に抑え、重症・軽症に関わらず必要な医療を給付すること。

以上、地方自治法99条の定めにより意見書を提出する。

以上でございます。

議長（今井 清君） 本案について、提出者の説明を求めます。7番、村松浩喜君。

7番（村松浩喜君） お手元にお配りしてある意見書のとおりです。

議長（今井 清君） これから、本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

これで討論を終わります。

これから、発議第2号 国保制度の改善を求める意見書の提出についてを採決しま

す。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議はございませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、発議第2号は原案のとおり可決され、提出することに決定されました。

◎追加日程第6 発議第3号

議長（今井 清君） 追加日程第6 発議第3号 マイナンバー制度による健康保険証廃止方針の撤回を求める意見書の提出についてを議題とします。

意見書の朗読を願います。今井事務局長。

議会事務局長（今井一行君） 発議第3号 マイナンバー制度による健康保険証廃止方針の撤回を求める意見書の提出について。

立科町議会会議規則第14条第1項及び2項の規定により別紙のとおり提出します。

本日提出、提出は森澤文王議員でございます。

意見書でございますが、マイナンバー制度による健康保険証廃止方針の撤回を求める意見書。

提出先は、内閣総理大臣、厚生労働大臣、総務大臣宛てでございます。

朗読させていただきます。

全ての被保険者に保険者があまねく被保険者証（健康保険証）を発行・交付することは公的医療保険制度の大前提であり、法令上も保険者には被保険者証の発行義務があります。保険医療機関等には、「療養の給付」の際に被保険者の資格確認が義務付けられています。

ところが、政府は健康保険証を廃止し、マイナカードによる資格確認（電子資格確認）を基本とする方針を示しました。そもそもマイナンバー法でマイナカードの取得は任意原則（申請主義）であります。そのためマイナカード申請・所持しない被保険者（国民）や、マイナカードは申請・所持しているが、保険証との一体化を拒否する被保険者（国民）は、多く存在します。

一方、法令で被保険者に交付が義務付けられている健康保険証を廃止すると、被保険者証を有しない被保険者（無保険者）が必ず発生します。無保険者の発生は、申請主義（任意所得）で有効期限が1年以内に限定された資格確認書で問題が解消されるどころか矛盾が拡大されます。健康保険証を存続されることが矛盾の最も合理的な解決方法でと考えます。

よって国においては、現行の健康保険証の廃止方針を撤回することを強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

以上です。

議長（今井 清君） 本案について、提出者の説明を求めます。8番、森澤文王君。

8番（森澤文王君） ただいまの事務局長の朗読のとおりでございます。

議長（今井 清君） これから、本案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、発議第3号 マイナンバー制度による健康保険証廃止方針の撤回を求め
る意見書の提出についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議はございませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、発議第3号は原案のとおり可決され、提出する
ことに決定されました。

◎追加日程第7 報告第4号

議長（今井 清君） 追加日程第7 報告第4号 専決処分事項の報告についてを議題としま
す。

本件について、報告を求めます。齊藤総務課長、登壇の上、願います。

〈総務課長 齊藤 明美君 登壇〉

総務課長（齊藤明美君） 報告第4号 専決処分事項の報告について申し上げます。

地方自治法第180条第1項により、議会において指定された事項について、次のと
おり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

本日提出、立科町長。

裏面をお願いいたします。

裏面からは専決処分書になります。

1件100万円以下の損害賠償額の決定については、町長が専決処分できる事項とな
っております。この損害賠償額の決定について、今回2件の専決処分をしましたので、
同条第2項の規定により議会に報告を申し上げます。

まず1件目は、5月31日に専決処分を行いました。

損害賠償の額は5万800円、損害賠償の相手方は記載のとおりでございます。

事故の概要は、令和5年4月19日午前11時35分、職員が公用車を運転中、停車中の
軽トラックを追い越そうとした際に、後方から追い越してきた車両に接触し、損傷を
与えた物損事故でございます。

続いて2件目は、6月15日に専決処分を行いました。

損害賠償の額は6万5,412円、損害賠償の相手方は記載のとおりでございます。

事故の概要は、令和5年5月14日午前6時から、地元受益者で組織する維持管理組合、数十人で立科浄化管理センター内の草刈り作業を行った際に、作業中の飛び石により、場内に駐車していた軽自動車のリアドアガラスを破損した物損事故となります。報告については以上でございます。

議長（今井 清君） これで、本日の日程を全部終了しました。

以上をもちまして会議を閉じます。

令和5年第2回立科町議会定例会を閉会します。理事者、議員各位、関係職員の皆さん、大変お疲れさまでした。

（午後4時14分 閉会）